

申 請

令和8年5月27日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 高市 早苗 殿

福島県知事 内堀 雅雄  
( 公 印 省 略 )

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に  
基づく令和8年3月27日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること  
福島県北塩原村において産出されるクリタケ（野生のものに限る。）  
福島県西会津町において産出されるナラタケ（野生のものに限る。）
- 2 解除を申請する理由  
別紙参照

(別紙)

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

福島県北塩原村で産出されるクリタケ（野生のものに限る。）（以下、「クリタケ（野生）」という）

### 2 検査状況

#### (1) 出荷制限指示

平成24年10月17日に県が北塩原村から採取されたナラタケ（野生）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（250Bq/kg）が検出されたため、同年10月18日に国から県に対して、きのこ類（野生のものに限る）は当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、北塩原村に対し、同村において採取されたきのこ類（野生のものに限る）について、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同村から産出されるきのこ類（野生のものに限る）を扱わないよう要請した。

また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

#### (2) 現在までの検査結果（別表）

県は北塩原村と連携し、クリタケ（野生）の出荷制限解除に向け、平成24年11月から令和6年11月、同村のクリタケ（野生）の代表的な生育地5点以上を選定し検査を行うモニタリング検査により、のべ56検体を採取し、低水準であることを確認した。

同村におけるクリタケ（野生）は生育地点が限られており、60検体を確保することが困難なことから、令和元年から令和6年にかけて採取した40検体（同地点で複数の検査結果がある場合は最新の検査結果を採用）の検査結果を詳細検査として確認した。検査結果を分析したところ、放射性物質濃度は対数正規分布に従うことが確認されたことから、この分布に基づき、平均値 13.3Bq/kg、最大値 44Bq/kg 及び 95%信頼水準での 95%タイル値 41.6Bq/kg を算出した。これらの値により、観測結果と統計的推定値の両面から同村のクリタケ（野生）に含まれる放射性物質濃度が食品の基準値を超過する可能性は低いと考えられることから、出荷制限は解除されるべきと判断した。

### 3 福島県における管理計画

#### (1) 解除後の検査計画

県と北塩原村は連携し、クリタケ（野生）の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

さらに、出荷されるクリタケ（野生）の安全性を確保するため、出荷期間内において1週間に1回程度の定期検査を行う。

#### (2) 解除後の出荷管理

県と北塩原村は連携して生産者台帳を整備し、同村のクリタケ（野生）を出荷する生産者や直売所、卸売市場等に対して、入荷、販売等の記録を作成・保管するよう要請し、必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

#### (3) 出荷制限地域のクリタケ（野生）が出荷されないことの確保

##### ア 生産者対策

県と北塩原村は連携し、これまで同様、県内で出荷制限が継続されている市町村産のクリタケ（野生）の採取・出荷を行わないよう生産者に要請する。

#### イ 流通対策

県と北塩原村は連携し、これまで同様、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、出荷制限地域のクリタケ（野生）を扱わないことや、採取市町村名の表示がないクリタケ（野生）については、採取地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。

生産者に対しては、①生産市町村名、②生産者名、③採取区分（野生）の表示を徹底させ、クリタケ（野生）の販売は、生産者台帳に記載した出荷先に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。

また、県と北塩原村は連携し、これらの流通拠点を巡回指導する。

#### （４）検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、速やかに北塩原村のクリタケ（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したクリタケ（野生）を回収、廃棄させる。

#### （５）関係者への周知

県と北塩原村は連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。



## 福島県北塩原村クリタケ（腐生菌）検査結果

番号	地図番号	市町村	令和元年-令和6年	
			測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1	10	北塩原村	R1.10.16	27.00
2	11	北塩原村	R1.11.7	<9.6
3	12	北塩原村	R1.11.7	6.00
4	13	北塩原村	R1.11.13	7.60
5	15	北塩原村	R1.11.14	<14
6	16	北塩原村	R1.11.14	16.00
7	18	北塩原村	R1.11.22	12.00
8	19	北塩原村	R1.11.22	33.00
9	20	北塩原村	R2.10.30	7.90
10	22	北塩原村	R2.11.10	26.00
11	23	北塩原村	R2.11.10	12.00
12	24	北塩原村	R2.11.10	32.00
13	25	北塩原村	R2.11.10	44.00
14	26	北塩原村	R2.11.10	12.00
15	28	北塩原村	R2.11.20	19.00
16	30	北塩原村	R3.10.8	20.00
17	31	北塩原村	R3.10.21	18.00
18	32	北塩原村	R3.10.21	9.80
19	33	北塩原村	R3.10.21	8.70
20	34	北塩原村	R3.10.26	5.90
21	36	北塩原村	R3.10.29	16.00
22	37	北塩原村	R3.11.9	6.50
23	38	北塩原村	R3.11.12	39.00
24	40	北塩原村	R3.11.19	5.00
25	41	北塩原村	R3.11.19	18.00
26	42	北塩原村	R3.11.19	18.00
27	43	北塩原村	R3.11.24	33.00
28	44	北塩原村	R3.11.2	12.00
29	45	北塩原村	R4.10.28	13.00
30	46	北塩原村	R4.11.1	11.00
31	47	北塩原村	R4.11.11	5.00
32	48	北塩原村	R4.11.11	8.50
33	49	北塩原村	R4.11.11	24.00
34	50	北塩原村	R4.11.18	24.00
35	51	北塩原村	R4.11.18	35.00
36	52	北塩原村	R5.11.10	17.00
37	53	北塩原村	R5.11.21	16.00
38	54	北塩原村	R5.11.21	16.00
39	55	北塩原村	R6.11.8	10.00
40	56	北塩原村	R6.11.8	8.20

項目	実測
平均値	13.3
最大値	44.0
最小値	2.1
中央値	14.4
標準偏差	2.0
95ℎ <sup>°</sup> -センタイル値	41.6
標本数	40.0

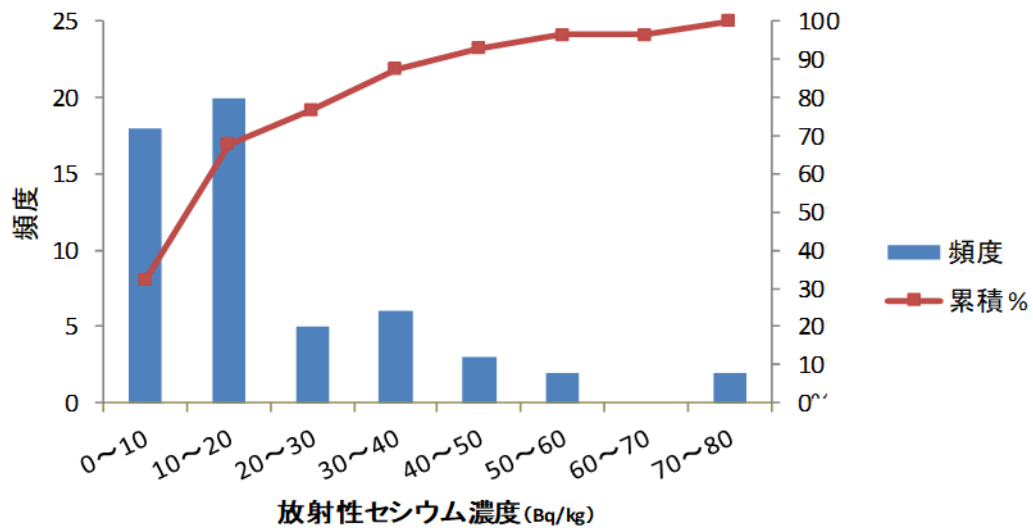
注1：<（不検出）のデータには、Cs137検出限界値の1/2を代入して計算。

注2：同地点において複数年検査を実施しているものについては、最新の検査結果のみ集計に使用。

注3：使用するデータは統計的安定性を考慮し、最新年から40検体を確保できる年まで遡って採用（令和元年～令和6年までの間）。

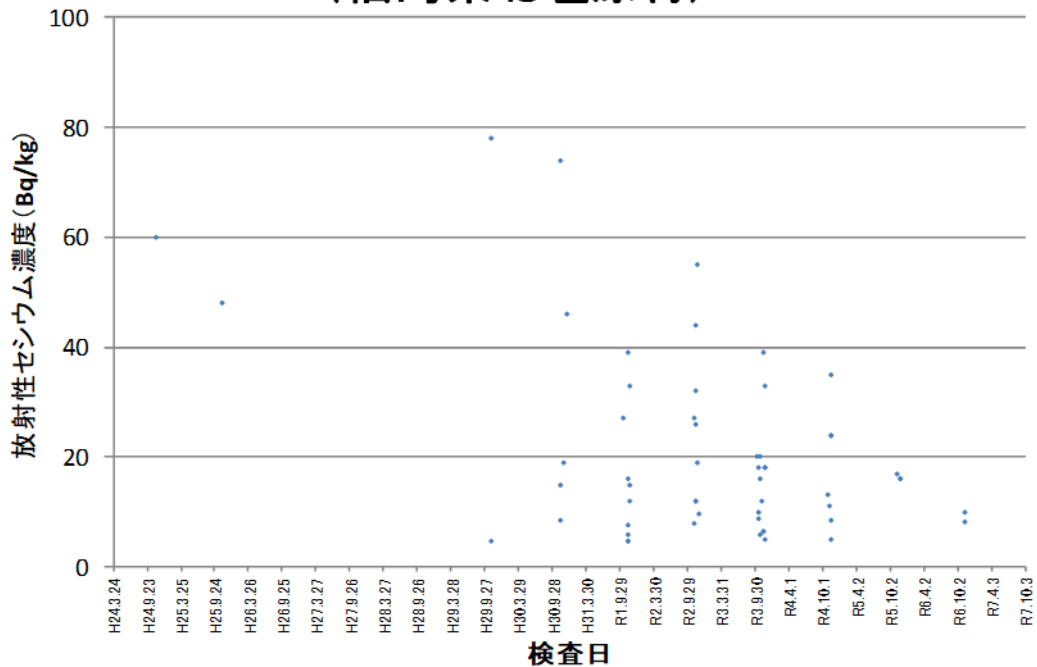
注4：平均値及び標準偏差は幾何平均と幾何標準偏差を採用し、幾何統計量に基づく95ℎ<sup>ile</sup>値を算出。

## H24-R6クリタケ(腐生菌)のセシウム濃度 (福島県北塩原村)



累積% = 各階級までの頻度の累計 ÷ データの総数 × 100

## クリタケ(腐生菌)のセシウム濃度の推移 (福島県北塩原村)



## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

福島県西会津町で産出されるナラタケ（野生のものに限る。）（以下、「ナラタケ（野生）」という）

### 2 検査状況

#### (1) 出荷制限指示

平成 26 年 8 月 21 日に県が西会津町から採取されたチチタケ（野生）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（430Bq/kg）が検出されたため、同年 8 月 25 日に国から県に対して、きのこ類（野生のものに限る）は当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、西会津町に対し、同町において採取されたきのこ類（野生のものに限る）について、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同町から産出されるきのこ類（野生のものに限る）を扱わないよう要請した。

また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

#### (2) 現在までの検査結果（別表）

県は西会津町と連携し、ナラタケ（野生）の出荷制限解除に向け、平成 28 年 11 月から令和 5 年 11 月にかけて、同町のナラタケ（野生）の代表的な生育地 5 点以上を選定し検査を行うモニタリング検査により、のべ 57 検体を採取し、安定して低水準であることを確認した。

同町におけるナラタケ（野生）は生育地点が限られており、60 検体を確保することが困難なことから、平成 30 年から令和 5 年にかけて採取した 48 検体（同地点で複数の検査結果がある場合は最新の検査結果を採用）の検査結果を詳細検査として確認した。検査結果の放射性物質濃度が対数正規分布に従うと仮定し、この分布に基づき、平均値 5.7Bq/kg、最大値 22Bq/kg 及び 95%信頼水準での 95%タイル値 19.4Bq/kg を算出した。これらの値により、観測結果と統計的推定値の両面から同町のナラタケ（野生）に含まれる放射性物質濃度が食品の基準値を超過する可能性は低いと考えられることから、出荷制限は解除されるべきと判断した。

### 3 福島県における管理計画

#### (1) 解除後の検査計画

県と西会津町は連携し、ナラタケ（野生）の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に 3 検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

さらに、出荷されるナラタケ（野生）の安全性を確保するため、出荷期間内において 1 週間に 1 回程度の定期検査を行う。

#### (2) 解除後の出荷管理

県と西会津町は連携して生産者台帳を整備し、同町のナラタケ（野生）を出荷する生産者や直売所、卸売市場等に対して、入荷、販売等の記録を作成・保管するよう要請し、必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

#### (3) 出荷制限地域のナラタケ（野生）が出荷されないことの確保

##### ア 生産者対策

県と西会津町は連携し、これまで同様、県内で出荷制限が継続されている市町村産のナラタケ（野生）の採取・出荷を行わないよう生産者に要請する。

## イ 流通対策

県と西会津町は連携し、これまで同様、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、出荷制限地域のナラタケ（野生）を扱わないことや、採取市町村名の表示がないナラタケ（野生）については、採取地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。

生産者に対しては、①生産市町村名、②生産者名、③採取区分（野生）の表示を徹底させ、ナラタケ（野生）の販売は、生産者台帳に記載した出荷先に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。

また、県と西会津町は連携し、これらの流通拠点を巡回指導する。

### （４）検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、速やかに西会津町のナラタケ（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したナラタケ（野生）を回収、廃棄させる。

### （５）関係者への周知

県と西会津町は連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

福島県西会津町ナラタケ(腐生菌)検査結果

市町村	平成28年			平成29年			平成30年			令和元年			令和2年			令和4年			令和5年			
	地図番号	測定日	Cs合計(Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計(Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計(Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計(Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計(Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計(Bq/kg)	地図番号	測定日	Cs合計(Bq/kg)	
西会津町	1	H28.11.8	<11.7				19	H30.10.24	<15.9				33	R2.10.9	8.1							
	2	H28.11.8	<7.3																			
	3	H28.11.11	<16.0																			
				4	H29.11.7	9.5																
				5	H29.11.7	<20.0																
				6	H29.11.10	<18.1																
								7	H30.10.1	<15.9												
								8	H30.10.1	<19.4												
								9	H30.9.28	<11.5												
								10	H30.10.1	<12.5												
								11	H30.9.28	<8.1												
								12	H30.10.1	<14.1												
								13	H30.10.3	<17.9												
								14	H30.10.3	15												
								15	H30.10.3	<17.8												
								16	H30.10.9	11												
								17	H30.10.12	12												
								18	H30.10.24	<16.7												
												20	R1.10.21	8.3								
												21	R1.11.8	<19.0								
												22	R1.11.13	<14.1								
												23	R1.11.13	<12.8	40	R2.10.16	<11.0					
												24	R1.11.13	<16.2	44	R2.10.30	<10.6					
															25	R2.10.9	12					
															26	R2.10.9	10					
															27	R2.10.9	9.4					
															28	R2.10.9	17					
															29	R2.10.9	7.5					
															30	R2.10.9	11					
															31	R2.10.9	21					
															32	R2.10.9	14					
															34	R2.10.9	9.8					
															35	R2.10.13	22					
															36	R2.10.16	<10.9					
															37	R2.10.16	<13.0					
															38	R2.10.16	<14.5					
															39	R2.10.16	<8.7					
															41	R2.10.16	<9.9					
															42	R2.10.16	<7.7					
															43	R2.10.20	10					
																		45	R4.10.7	14		
																		46	R4.10.7	11		
																		47	R4.10.7	18		
																		48	R4.10.11	<8.9		
																		49	R4.10.11	<15.0		
																		50	R4.10.11	<10.4		
																		51	R4.10.26	<19.2		
																		52	R4.10.26	<12.4		
																				53	R5.10.18	10
																				54	R5.10.18	17
																				55	R5.11.7	6.6
																				56	R5.11.7	<15.2
																				57	R5.11.7	<15.5

福島県西会津町ナラタケ（腐生菌） 検査結果

番号	地図番号	市町村	平成30年-令和5年	
			測定日	Cs合計 (Bq/kg)
1	7	西会津町	H30.10.1	<16
2	8	西会津町	H30.10.1	<19
3	9	西会津町	H30.9.28	<12
4	10	西会津町	H30.10.1	<13
5	11	西会津町	H30.9.28	<8.1
6	12	西会津町	H30.10.1	<14
7	13	西会津町	H30.10.3	<18
8	14	西会津町	H30.10.3	15
9	15	西会津町	H30.10.3	<18
10	16	西会津町	H30.10.9	11
11	17	西会津町	H30.10.12	12
12	18	西会津町	H30.10.24	<17
13	20	西会津町	R1.10.21	8.3
14	21	西会津町	R1.11.8	<19
15	22	西会津町	R1.11.13	<14
16	25	西会津町	R2.10.9	12
17	26	西会津町	R2.10.9	10
18	27	西会津町	R2.10.9	9.4
19	28	西会津町	R2.10.9	17
20	29	西会津町	R2.10.9	7.5
21	30	西会津町	R2.10.9	11
22	31	西会津町	R2.10.9	21
23	32	西会津町	R2.10.9	14
24	33	西会津町	R2.10.9	8.1
25	34	西会津町	R2.10.9	9.8
26	35	西会津町	R2.10.13	22
27	36	西会津町	R2.10.16	<11
28	37	西会津町	R2.10.16	<13
29	38	西会津町	R2.10.16	<15
30	39	西会津町	R2.10.16	<8.7
31	40	西会津町	R2.10.16	<11
32	41	西会津町	R2.10.16	<9.9
33	42	西会津町	R2.10.16	<7.7
34	43	西会津町	R2.10.20	10
35	44	西会津町	R2.10.30	<11
36	45	西会津町	R4.10.7	14
37	46	西会津町	R4.10.7	11
38	47	西会津町	R4.10.7	18
39	48	西会津町	R4.10.11	<8.9
40	49	西会津町	R4.10.11	<15
41	50	西会津町	R4.10.11	<10
42	51	西会津町	R4.10.26	<19
43	52	西会津町	R4.10.26	<12
44	53	西会津町	R5.10.18	10
45	54	西会津町	R5.10.18	17
46	55	西会津町	R5.11.7	6.6
47	56	西会津町	R5.11.7	<15
48	57	西会津町	R5.11.7	<16

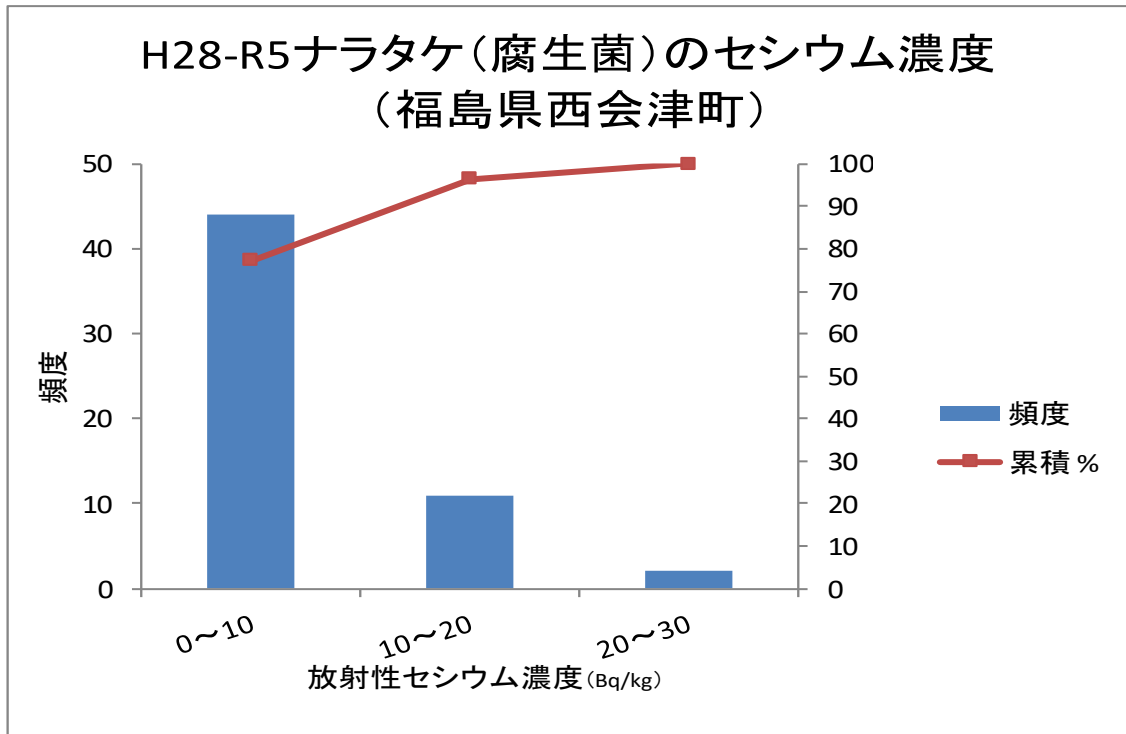
項目	実測
平均値	5.7
最大値	22.0
最小値	1.8
中央値	4.2
標準偏差	2.1
95パーセンタイル値	19.4
標本数	48.0

注1：<（不検出）のデータには、Cs137検出限界値の1/2を代入して計算。

注2：同地点において複数年検査を実施しているものについては、最新の検査結果のみ集計に使用。

注3：使用するデータは統計的安定性を考慮し、最新年から40検体を確保できる年まで遡って採用（平成30年～令和5年までの間）。

注4：平均値及び標準偏差は幾何平均と幾何標準偏差を採用し、幾何統計量に基づく95%ile値を算出。



累積% = 各階級までの頻度の累計 ÷ データの総数 × 100

